

第2期教育振興基本計画の策定に向けた意見

平成24年2月16日
全国知事会

中央教育審議会教育振興基本計画部会におかれては、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2次教育振興基本計画の策定に精力的に取り組まれており、深く敬意を表します。

本会としては、地方分権改革の大きな流れの中で、教育行政を、住民に最も身近な基礎自治体が自主的・主体的に展開することができる分権型の仕組みとし、地方の教育力を向上させることが重要であると考えています。

こうした観点から、「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」において、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、「教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働」が掲げられ、また、今後5年間に実施すべき教育上の方策（取組例）として、「地域の主体性、創意工夫が活かされるような教育行政体制の確立」が示されたことは評価するところですが、今後の調査審議に当たり、更に次の内容をご検討いただくようお願いします。

記

- 1 教育行政における分権改革の推進を、今後の教育振興を図る上での重要な土台として位置づけること。
- 2 現行の県費負担教職員制度は、公立小中学校教職員の地域に根ざす意識を持ちにくくしていること、また、より教育現場に近い行政主体が権限を持つべきであることから、教職員の人事権、教職員定数及び学級編制に関する権限等を、広域的な人事調整の仕組みを整備した上で段階的に基礎自治体へ移譲するとの方向性を明記するとともに、その具体的な内容と工程を示すこと。
- 3 その端緒として、教職員の給与負担とその財源とともに、学級編制基準や教職員定数の設定権限を政令指定都市に移譲し、すでに移譲されている人事権と併せた権限の一元化を図ることとし、その実施時期を明記すること。
- 4 地方分権改革推進委員会の第3次勧告において必置規制を見直し選択制とすべきとされた教育委員会のあり方について、地域住民の意思の的確な反映や教育行政における責任の明確化などの課題も踏まえ、その方向性を明らかにすること。